

平成30年9月21日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

エアコン（室外機）に関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照。)

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うちガスこんろ(LPガス用)1件、
開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)1件) | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うち電気掃除機(充電式、スティック型)1件、自転車1件、
エアコン(室外機)1件、照明器具1件) | 4件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うち電動アシスト自転車1件、自転車1件、電子レンジ1件、
電気掃除機1件) | 4件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ダイキン工業株式会社が製造したエアコン（室外機）について
（管理番号：A201800363）

①事象について

ダイキン工業株式会社（法人番号：8120001059660）が製造したエアコン（室外機）を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品のプリント基板のダイオードブリッジのはんだ接続部で、はんだ量が少なく、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差により、はんだ接続部に繰り返し応力が掛かり、はんだクラックが発生し、発煙・出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2004年（平成16年）10月18日にウェブサイトにて情報を掲載し、翌19日に新聞社告を行うとともに、継続的に新聞折り込みチラシやダイレクトメールの送付を行い、無償点検及び改修（プリント基板の交換又ははんだ盛りの追加等の対策）を実施しています。

③対象製品：機種・型式、製造番号、製造期間、対象台数

機種・型式	製造番号	製造期間	対象台数	
AR2205X	4000101～4003200 5000101～5007200	1995年1月 ～ 1998年3月	9,950	
AR228HDX	7000101～7008447		7,271	
AR△△*6*	5000101～70*****		81,475	
AR○○*7*	6000101～70*****		108,733	
AR○○*8*	7000101～70*****		15,214	
RA225G*	4000101～70*****		8,163	
RA△△6*	5000101～70*****		107,914	
RA○○7*	6000101～70*****		192,389	
RA○○8*	7000101～70*****		55,864	
RAJ△△8*	7000101～70*****		3,429	
RAZ225*	4000101～70*****		21,007	
RAZ△△6*	5000101～70*****		30,672	
合 計			642,081	

備考1. 対象機種の定格冷房能力は、2.2kW～3.2kW

備考2. 海外販売製品には、対象機種はありません。

注1. ○○は、22、25、28、32のいずれかの数字

注2. △△は、22、25、28のいずれかの数字

注3. *印は、数字又はアルファベット

2004年（平成16年）10月18日からリコール（無償点検・改修）を実施
 改修率：53.7%（2018年7月31日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

当該事故（管理番号：A201800363）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2018年度	1	火災	2013年度	0	—
2017年度	1	火災	2012年度	2	火災
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	2	火災
2014年度	1	火災			

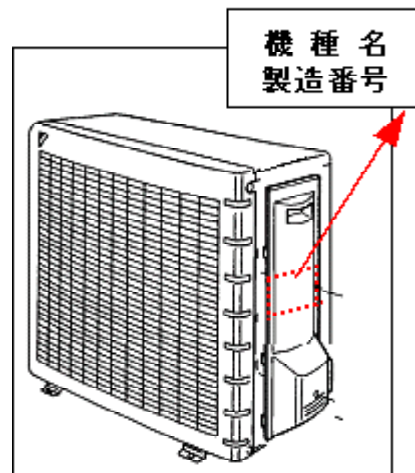
＜対象製品の外観及び確認方法＞

1) 対象製品の外観

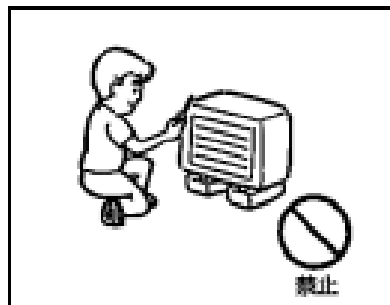


（写真はAR2205X）

2) 対象製品の確認方法



（注）自身で工具を用いての製品の分解等は危険ですので、決してしないでください。製品に不具合がある場合には、事業者の問合せ先に御連絡ください。



(参考) リモコンの型番から対象製品を確認できる場合もあります。

リモコン型番	○に入る数字		製造期間
	対策が必要	調査が必要	
ARC408A○	10、13、20、30	14、15、24、25、28、29	1995年1月 ～ 1998年3月
ARC409A○	6、11	1、8、15、17、21	
ARC411A○	4、6、9	1、2、3、8	
ARC418A○	なし	1、2	
ARC402A○	なし	6	

備考1. 型番は、リモコン裏面に記載しています。

備考2. 「対策が必要」の項目に該当するリモコン型番の機種では、事業者による改修が必要となります。

備考3. 「調査が必要」の項目に該当するリモコン型番の機種では、改修が必要な場合がありますので、事業者による調査が必要となります。



注：写真のリモコンは、ARC408A10のリモコンであり、型番によって形状は異なります。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ダイキン工業株式会社

電話番号：0120-330-696

受付時間：平日、土・日・祝日ともに24時間受付

ウェブサイト：http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2004/041019_r/index.html

※同ウェブサイトから無償点検・修理の申込みも可能です。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800364	平成30年8月23日	平成30年9月19日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-10H	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から25年以上経過した製品
A201800365	平成30年9月8日	平成30年9月19日	開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	YR528(全国農業協同組合連合会ブランド:型式ZY528)	株式会社ハーマン(全国農業協同組合連合会ブランド)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	佐賀県	製造から25年以上経過した製品 平成30年9月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800361	平成30年8月7日	平成30年9月18日	電気掃除機(充電式、スティック型)	DC45MO	ダイソン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品の電源を入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成30年9月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月30日
A201800362	平成30年3月	平成30年9月18日	自転車	G6 DBL	株式会社カインズ (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がパンクし、転倒、負傷した。現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年9月12日
A201800363	平成30年9月6日	平成30年9月18日	エアコン(室外機)	RAZ225X(推定)	ダイキン工業株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品のプリント基板のダイオードブリッジのはんだ接続部で、はんだ量が少なく、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差により、はんだ接続部に繰り返し応力が掛かり、はんだクラックが発生し、発煙・出火に至ったものと考えられる。	埼玉県	製造から20年以上経過した製品 平成16年10月18日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:53.7%
A201800367	平成30年9月9日	平成30年9月19日	照明器具	IRLDBL-70CL-N-SQ53	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800359	平成30年9月4日	平成30年9月18日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーが破裂する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年9月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201800360	平成30年8月3日	平成30年9月18日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルを切った際、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年9月12日
A201800366	平成30年9月9日	平成30年9月19日	電子レンジ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	平成30年9月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800368	平成30年6月	平成30年9月19日	電気掃除機	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品に左足を当て、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年9月10日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

電気掃除機（充電式、スティック型）（管理番号:A201800361）



自転車（管理番号:A201800362）



照明器具 (管理番号:A201800367)

